

変わる国民の農業へのまなざし

国民の農業に対するまなざしの変化をとみに実感する。山深い山村に足を運んでみても、都会から移住してきた若者、あるいは若夫婦に遭遇することは珍しくない。銀座で農業政策塾の世話人として、毎月、講義をしているが、いつも会場はほぼ満杯、熱気が漂っている。

こうした状況の中、都市農業振興基本法案が参院農林水産委員会で可決され、今国会で都市農業振興に向けた新法の制定が実現しそうだ。都市農地での農業をも振興しようというものの、時代の変化を象徴する動きと言える。

多様な扱い手による地域農業

今、農村は高齢者のリタイアが進行する一方で、定年を迎えての農外からの帰農や若者の就農等により、担い手の多様化が進んでいく。目下、「攻めの農政」が展開されているが、規模拡大や生産性・収益性向上により農業経営がある。



成立可能なのは一部経営体に限られ、「攻めの農政」だけでは地域農業の維持は困難だ。特定の経営体への農地集積はありながらも、基本は定年帰農や若者の就農を促進し、多様化しての担い手確保をはかっていく必要がある。

国民の共有財産

こうした農業を成立させていくためには直接支払のあり方についての抜本的な見直しが必須となる。その前提となるのがさらなる国民の農業・農村についての理

懐かしい未来

そのめざすべき方向性は、一部のプロ農家だけが生き残る日本の農業ではなく、国民がそれぞれに多少なりとも農業生産に関係する。参画する国民皆農であり、多様な担い手による地域農業の確立である。

解説であり、そのためには農業・農村を国民の共有財産としていくことが最大課題となる。そしてそのポイントとなるのが「多面的機能」ではなく「多面的公益機能」という概念の確立である。食料の安定供給、国土保全、水源涵養、景

観形成、文化継承等を「多面的機能」という以上に、「公益機能」として公共性に着目して評価し、農業者は国土の保全管理人として管理費を直接支払として受け取る仕組みを前提する。補助金という「ほどこし」ではなく、正当な報酬として誇りをもつて受け取ることを可能にする。